

「ものづくりネット茅野」利用規程

第1章 総則

(目的)

第1 この規程は、茅野市及び茅野市内製造業者等の情報が容易に検索でき、かつ、茅野市内製造業者等の情報化を推進する目的で構築したネットワークシステムである「ものづくりネット茅野」の利用及び運営に関し、必要な事項を定めるとともに、茅野市内製造業者等のうち、企業管理者及び内部利用者（以下「利用者」という。）が遵守すべき事項を規定します。

(定義)

第2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 茅野市内製造業者等 茅野市内に本店、支店、営業所等を有する製造業者又はデジタル関連事業者であって、「ものづくりネット茅野」に登録し、ID及びパスワードを取得した法人
- (2) 企業管理者 茅野市内製造業者等の社内において「ものづくりネット茅野」のID及びパスワードを管理する者
- (3) 内部利用者 茅野市内製造業者等の従業員で、「ものづくりネット茅野」のID及びパスワードを所持し、「ものづくりネット茅野」へアクセス可能な者
- (4) 統括管理者 ものづくりネット茅野の運用管理業務を行う茅野市及び市長が指定した団体の代表者
- (5) 個人情報 氏名、住所、メールアドレス、「ものづくりネット茅野」が提供する各種サービスへのアクセス記録、嗜好情報、その他の記述又は個人別に付与された番号若しくは記号、その他の手段によりその個人を識別可能な個人に関する情報全てを指します。

(規程の遵守)

第3 利用者は、この規程に従って「ものづくりネット茅野」のサービスを利用するものとします。なお、利用者は、サービスを利用することによって、この規程の内容を承諾したものとみなします。

第2章 個人情報の取り扱い

(個人情報を登録する理由)

第4 統括管理者は、登録を希望する茅野市内製造業者等の社内において「ものづくりネット茅野」のID及びパスワードを管理する企業管理者に該当するかを確認するために、企業管理者に関する個人情報を収集し、利用します。

(個人情報の開示)

第5 統括管理者は、利用者の同意なく秘密保持契約を結んだ関係協力団体以外に利用者の個人情報を開示することは原則としてしません。ただし、以下のような場合には、個人情報を開示する必要があることをご了承ください。

- (1) 「ものづくりネット茅野」内での利用者の行為が、「ものづくりネット茅野」及び第三者に不利益を及ぼすと統括管理者が判断した場合は、当該利用者に伴帯する情報を関係する第三者、警察又は関連諸機関に通知することがあります。また、それら関連機関から当該利用者に関する付帯情報についての開示を求められた場合は、統括管理者は、これに応じて情報を開示することがあります。
- (2) 法令の規定に基づき、当該個人情報を利用又は提供しなければならない場合は、情報を開示することがあります。

(個人情報の管理)

第6 個人情報の管理は、統括管理者及び統括管理者と秘密保持契約を結んだ協力関連企業等がこれを行います。また、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、保護管理責任者を設置し、茅野市産業経済部商工課長をもってこれに充てます。

第3章 利用者

(利用者の範囲)

第7 利用者の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者とします。

- (1) 茅野市内製造業者等及びその従業員
- (2) その他統括管理者が承認した団体及び個人

(茅野市内製造業者等登録)

第8 茅野市内製造業者等登録に当たっては、以下の点にご注意ください。

- (1) 茅野市内製造業者等登録手続きは、統括管理者が指定する方法により行うものとします。
- (2) 茅野市内製造業者等は、茅野市内製造業者等登録の際に申告する登録属性情報の全ての項目に、虚偽の記載を行わないものとします。
- (3) 茅野市内製造業者等は、登録属性情報に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更手続きを行うものとします。
- (4) 統括管理者が茅野市内製造業者等として承認することを不相当と判断した場合は、茅野市内製造業者等の承認を行わない場合があります。また、承認後であっても、承認の取り消しを行う場合があります。
- (5) 統括管理者が茅野市内製造業者等としての承認にあたり、市内に本店、支店、営業所の所在地等を確認するための資料提出をお願いする場合があります。

(企業管理者登録)

第9 企業管理者登録に当たっては、以下の点にご注意ください。

- (1) 企業管理者登録手続きは、統括管理者が指定する方法により行うものとします。
- (2) 原則として1つの茅野市内製造業者等に対し、1人のみ企業管理者登録ができるものとします。
- (3) 企業管理者は、企業管理者登録の際に申告する登録属性情報の全ての項目に、虚偽の記載を行わないものとします。
- (4) 企業管理者は、登録属性情報に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更手続きを行うものとします。
- (5) 統括管理者が企業管理者として承認することを不相当と判断した場合は、企業管理者登録の承認を行わない場合があります。また、承認後であっても、承認の取り消しを行う場合があります。
- (6) 統括管理者が企業管理者としての承認にあたり、茅野市内製造業者等の従業員であると判断するための個人情報収集する場合があります。

(ログインID及びパスワードの管理)

第10 企業管理者にはログインID及びパスワードが付与され、登録したID及びパスワードの管理は、企業管理者本人が責任を負うものとし、内部利用者へ付与したID及びパスワードについても企業管理者本人が責任を負うものとします。なお、ID及びパスワードの管理に当たっては、以下の点にご注意ください。

- (1) ログインID及びパスワードの譲渡、名義変更、売買等の行為は、一切できません。
- (2) 統括管理者は、ログインID及びパスワードの使用上の過失並びに第三者の利用に伴う損害の一切の責任を負わないものとします。

(利用者の禁止事項)

第11 利用者は、次の各号のいずれかに該当する、又はその恐れのある行為を行ってはならないものとします。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に違反する行為
- (3) 他の利用者又は第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 他の利用者又は第三者を誹謗、中傷する行為
- (5) 他の利用者又は第三者に不利益、不快感、迷惑等を与える行為
- (6) 本サービスの運営を妨害する行為
- (7) その他、統括管理者が不相当と判断する行為

(利用者資格の抹消)

第12 企業管理者の報告により利用者の禁止事項に掲げる行為を行った者のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、統括管理者は、利用者の承諾の有無にかかわらず資格を抹消することができるものとします。

- (1) 入会時の申告内容に虚偽が含まれる場合及び登録情報に変更が生じた場合において、所定の変更手続きを行わなかった場合
- (2) ログインID又はパスワードを不正使用した場合
- (3) 統括管理者が認めない不正な行為があった場合
- (4) おおむね6箇月間以上、利用者のサービス利用がない場合
- (5) その他、この規程のいずれかに違反した場合

(サービスの利用中止)

第13 茅野市内製造業者等は、サービスの利用を中止しようとする場合は、統括管理者に届け出るものとします。統括管理者によるサービスの利用中止に関する処理が終了した後、関連する内部利用者情報及びそれに関するデータを抹消し、サービスの利用が中止となります。

第4章 掲載情報

(掲載情報の範囲)

第14 「ものづくりネット茅野」に掲載する情報について、次の各号のいずれかに該当する内容を含むものは掲載できません。

- (1) 個人的な求縁に関するもの
- (2) 医療、医薬、化粧品等に関する内容で、医療法、医師法、薬事法、医薬品等適正広告基準等の法令に抵触するもの
- (3) 貸金等、いわゆるサラリーマン金融に関するもの。キャッシングに関するもの。クレジットに関するもの。(銀行・信用金庫系、信販系、流通系のクレジットは除く。)
- (4) 商品先物取引に関するもの
- (5) 法令に抵触する恐れのある営業行為に該当するもの
- (6) マルチ商法、マルチまがい商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法(催眠商法)等又はこれらに類するもの
- (7) 政治活動及び政治的行為に関するもの
- (8) 選挙運動に関するもの
- (9) 宗教的活動に関するもの
- (10) 犯罪行為及び犯罪行為に結びつく行為に関するもの
- (11) 公序良俗に反する、又は「ものづくりネット茅野」の趣旨に著しく反するもの
- (12) 第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権、パブリシ

権利その他の権利を侵害する行為に関するもの

- (13) 特定の個人を直接的(氏名、役職名等)に識別できる内容、又は氏名不詳の情報であってもその内容等から個人が識別することができる内容のもの(ただし、掲載された本人の承諾を得ているものは除く。)
- (14) 第三者を誹謗、中傷する行為及び第三者の名誉・信用を傷つける行為に関するもの
- (15) 第三者に不利益を与える行為に関するもの
- (16) 本サービスの運営を妨害するもの
- (17) 茅野市に関わりがない等、統括管理者がふさわしくないと判断したもの
- (18) その他法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの

2 この規程に違反した内容を含む情報であると統括管理者が判断した場合は、利用者及び掲載依頼者の承諾を受けなく、統括管理者は、掲載情報の削除を行うことができるものとします。

(企業管理者の責任)

第15 企業管理者は、内部利用者へのID発行等を行うとともに、内部利用者からの質問受付をするとともに、企業内で利用しやすいよう指導し、内部利用者が利用者の禁止事項に掲げる行為を行った場合は、速やかに統括管理者へ報告するものとします。また、内部利用者が退社等の理由により利用資格を失った場合は、速やかにIDを削除することとします。

(利用者の責任)

第16 利用者は、提供する情報に関する一切の責任を負うものとし、自己が提供する情報に関し、利用者又は第三者との間において紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてこれを解決するものとします。

第5章 著作権等

(著作権等)

第17 利用者は、事前に統括管理者又は著作権者の特段の許諾がある場合を除き、本サービスを通じて提供される著作物を、著作権法で定める私的使用の範囲内でのみ利用するものとします。

第6章 サービス提供に関する注意事項

(サービスの中断、停止)

第18 統括管理者は、以下のいずれかに該当する場合には、利用者の承諾を受けなく、サービスの全部又は一部を一時中断又は停止をする場合があります。

- (1) システムの定期保守、更新を行う場合
- (2) 火災、停電、天災等の不可抗力により、サービスの提供が困難な場合
- (3) ネット等を通じての不正な侵入により、サービスの提供が困難な場合

(4) その他の不測事態により、サービス提供が困難と統括管理者が判断した場合

(サービス内容の変更、追加、中止)

第 19 統括管理者は、利用者の承諾を受けることなく、サービス内容の変更し、追加し、又は中止する場合があります。

(サービス窓口)

第 20 企業管理者の登録受付及びサービスに関する質問・相談等の窓口は、商工課工業・産業振興係（茅野市役所内）とし、窓口の開設時間は、茅野市役所の営業時間内（月曜日から金曜日（祝日及び年末年始は除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとします。

第 7 章 統括管理者の免責

(統括管理者の免責)

第 21 本サービスを通じて提供される情報に関し、利用者間又は利用者と第三者との間において紛争が生じた場合は、利用者は、自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、統括管理者に損害を与えないものとします。なお、統括管理者は、次に掲げる事項に関する一切の責任を負わないものとします。

- (1) 理由の如何を問わず、本サービスの提供の遅延、中断、停止、変更等に起因して利用者又は第三者が被った不利益及び損害
- (2) 利用者が本サービスの利用を通じて得た情報等の正確性、有用性等についての保証責任及びこれらの情報等に起因して生じた損害
- (3) 本サービスを通じて行われた、利用者間における物品売買等の取引に関連する債務の履行、瑕疵及びその他取引に関して生じた紛争
- (4) 「ものづくりネット茅野」からのリンク先サイトにおけるプライバシーに関するの規程及びデータの収集規定並びにその活動

(規程内容の変更)

第 22 統括管理者は、利用者に事前通知することなく、合法的かつ一般的良識から逸脱しない範囲で、この規程の内容の追加、変更及び削除をすることができるものとします。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。